

## Topics | トピックス

- ◆ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見募集の結果について
- ◆ 線維筋痛症等に係る障害年金の初診日の取扱いについて
- ◆ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則」を行政手続法に基づき手続き
- ◆ 雇用調整助成金等、2021年11月末まで継続
- ◆ 2021年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.0%

## ◆ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見募集の結果について

厚生労働省は「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」について2021年5月21日よりホームページを通じて意見を募集してきたが、同年8月6日、その結果を公示した。提出された意見は15であった（表1）。

<表1> 意見の概要と厚生労働省の考え方（一部）

| No. | 意見の概要                                                                  | 意見に対する厚生労働省の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | すべての労働者に同一の保障を行うという観点で、適用業者拡大はとても良い施策と考える。中小企業への拡大については、今後において決定することか。 | 令和2年改正法による適用拡大に係る企業規模要件は、現行の500人超規模から2022年10月1日に100人超規模へ、2024年10月1日に50人超規模へ段階的に引き下げられることになっている。<br>まずは、50人超規模までの適用拡大に中小企業が円滑に対応できるよう、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業の生産性向上に向けた支援</li><li>・ 被用者保険の適用拡大に向けた周知や企業への専門家派遣等の支援</li></ul> などの施策を通じて環境整備に努め、更なる適用拡大については、今回の見直しによる影響も検証しながら検討を進める。 |
| 2   | 適用業種に追加となる士業は、パートタイマーのみならず、正規職員にも適用される仕組みになるのか。                        | ご理解のとおり。弁護士等の士業の個人事業所または事務所であって、常時5人以上の従業員を使用する場合、適用事業所となる。適用事業所に使用される70歳未満の人は、原則、厚生年金保険の被保険者となる。                                                                                                                                                                                                         |
| 3   | 来年の適用拡大に係る見直し時にも、実務手続の見直し点について、Q&A集などを通じて教授していただきたい。                   | Q&A集等により周知していきたい。また、厚生労働省のホームページ内で公開している「被用者保険適用拡大特設サイト」（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/">https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/</a> ）に、新たに適用対象となる事業主や短時間労働者に向けて動画やパンフレット等を掲載しているので活用してほしい。                                                                                              |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | とどまることを知らない高齢化社会を考えれば、繰下げ待機上限月数の引上げに賛成(他同様意見が1件)。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 賛成意見として承諾。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 5 | 繰上げ受給 0.4%は生年月日によっては対象外となる。特例措置等で不利益を受けないようお願いしたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 新たな減額率は、2022年4月1日以降に60歳に到達する人を対象としている。これは、繰上げ請求のタイミングによって世代内で不公平を生じないようにする観点から、法施行時に既に60歳に到達している人については、一律に適用の対象外とした。こうした趣旨について理解をお願いしたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6 | 遺族厚生年金の支給額が0円であっても繰下げ請求ができないのは法的合理性に欠けるのではないか。この矛盾を解消しない限り繰下げ年齢を拡大してもトラブルが多数発生するのではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 繰下げ上限年齢を75歳まで引き上げることに伴い、増額率の上限を10年待機分に引き上げる等の必要な措置を講じている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7 | <p>下記の仕組みがわからない。</p> <p>①「70歳以降に繰下げ待機していた人が 65歳時点からの本来受給を選択した場合、請求の5年前に繰下げ申出があったものとみなして年金を支給することとする仕組み」</p> <p>②「在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定すること(在職定時改定の導入)に伴い、老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間の月数が在職定時改定により 240月以上となる場合にも、その時点の生計維持関係に応じて加給年金額が加算される」</p> <p>③「加給年金額の加算の基礎となっている配偶者が、老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240月以上である場合に限る。等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合には、加給年金額に相当する部分の支給が停止されるが、配偶者の年金給付の全額が支給停止となっている場合には、この支給停止が解除される」</p> | <p>① 現行制度では、70歳以降に年金を請求し、かつ繰下げ申出しない場合、繰下げ増額されない本来額の年金が受給権発生時から支給されることになるが、年金給付の支給を受ける権利は5年で時効消滅するため、70歳以降に請求すると、給付の一部は時効消滅し、受給することができない。令和2年改正法により、繰下げ上限年齢が75歳に引き上げられ、こうした時効消滅に対応する。</p> <p>② 在職定時改定により被保険者期間が240月以上となった際にも、その時点で生計維持関係を確認し、加給年金を加算する。そのために所要の規定の整備を行う。</p> <p>③ 現行制度では、加給年金額の加算の対象となっている配偶者が、被保険者期間240月以上の老齢厚生年金を受給している場合は、加給年金額に相当する額が支給停止となるが、配偶者の老齢厚生年金が在職老齢年金制度等により全額支給停止となっている場合には、その支給停止が解除され、加給年金が支給される。本政令案では、配偶者が被保険者期間240月以上の老齢または退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合は、その支給の有無にかかわらず、加給年金を支給停止することとする。</p> |
| 8 | 70歳後に請求し、繰下げ申出しない人に、請求の5年前以前に被保険者期間があり、職定時改定が行われ年金額の改定があっても、改定分の年金額については、「5年前繰下げみなし増額」の対象ともならず、5年前以前の定時改定分に時効消滅が生じるケースが存在する。これについて、何らかの検討が行われるのか。割り切って時効消滅させる考えなのか。                                                                                                                                                                                                                                                                | 在職定時改定による増額分は、繰下げ加算額の計算の基礎としないこととしている。これは、「繰下げ増額」であっても、「5年前繰下げみなし増額」であっても同様(繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎として計算される)。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

上記以外にも、2以上の種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の繰下げを行う場合の所要の読替え規定について、未支給年金に対する「5年前繰下げみなし増額」について、「加給年金の支給停止規定の見直し」についてなど、意見や質問が寄せられた。

## ◆ 線維筋痛症等に係る障害年金の初診日の取扱いについて

障害年金の初診日は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第1項及び厚生年金保険（昭和29年法律第115号）第47条第1項において、「疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日」とされている。

ところが、線維筋痛症、化学物質過敏症、慢性疲労症候群及び重症筋無力症（以下「線維筋痛症等」）については、発症直後に確定診断がされない事例が見られることから、厚生労働省は2021年8月24日、日本年金機構年金給付事業部門担当理事宛てに、その障害年金初診日の取扱いに当たっては、次のように扱うことを通知した。

### 【線維筋痛症等に係る障害年金の初診日の取扱い】

- (1) 線維筋痛症等については、請求者から提出された診断書、受診状況等証明書、病歴・就労状況等申立書等の提出書類の審査等を通じて、請求者が申し立てた初診日（以下「申立初診日」）における診療と線維筋痛症等との間の関連性の有無を判断し、申立初診日における診療が線維筋痛症等に係る一連の診療のうち初めての診療であると認められる場合には、申立初診日を障害年金初診日として取り扱う。
- (2) 請求者から提出された提出書類の審査等の結果、①から③までのいずれにも該当する場合は、線維筋痛症等に係る申立初診日を障害年金初診日として取り扱う。

※①～③のすべてに該当しない場合であっても、個別事例ごとの事情に応じて、提出書類の内容等を総合的に考慮して、申立初診日における診療が線維筋痛症等に係る一連の診療のうち初めての診療であると認められる場合には、申立初診日を障害年金初診日として取り扱う。

- ① 申立初診日に係る医療機関が作成した診断書または受診状況等証明書の記載内容から、申立初診日において、請求者が線維筋痛症等の症状に係る診療を受けていたものと認められること。
- ② 線維筋痛症等に係る確定診断を行った医療機関が作成した診断書（確定診断に基づき他の医療機関が作成した診断書を含む）において、申立初診日が線維筋痛症等のため初めて医師の診療を受けた日として記載されていること。
- ③ 発症直後に確定診断が行われなかった理由に関する申立てが行われていること。

※提出書類の記載等から、線維筋痛症等に関連する医療機関への受診について未継続の期間が確認される場合は、未継続期間において線維筋痛症等の症状が継続している旨の申立てが行われていること。また、未継続期間が6カ月を超える期間となる場合は、診断書等の医療機関が作成する書類の記載内容から、未継続期間において線維筋痛症等の症状が継続しているものと認められるものであること。

## ◆ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則」を行政手続法に基づき手続き

厚生労働省は2021年8月25日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則」（2021年個人情報保護委員会規則第3号）を、案件番号240000072として、行政手続法に基づく意見公募手続を行ったことを公示した。すなわち、この案件は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）の一部の施行に伴い、当然に必要とされる規定の整理であり、行政手続法第39条第4項第8号※に該当するため、意見の募集公募は行わない。

※意見公募手続において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするときは意見の公募を行わない。

## 【デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する法律】

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。2021年9月1日施行。

## ◆雇用調整助成金等、2021年11月末まで継続

厚生労働省は緊急事態措置が拡大・延長されたことを受けて、2021年8月17日、現在2021年9月末までとしている雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の助成内容(表2)について、11月末まで継続する予定※であることを公表した。

12月以降の取り扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021(2021年6月18日閣議決定)」に基づき、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮し、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していくこととしている。具体的な助成内容については10月中旬に改めて公表する。

※施行については厚生労働省令の改正等が必要であるため、現時点での予定となっている。

<表2> 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

### ●雇用調整助成金等

( ) の助成率は解雇を行わない場合※3

|      |                  | ～4月末                   | 5月～11月                 |
|------|------------------|------------------------|------------------------|
| 中小企業 | 原則的な措置           | 4/5 (10/10)<br>15,000円 | 4/5 (9/10)<br>13,000円  |
|      | 地域特例※1<br>業況特例※2 | —                      | 4/5 (10/10)<br>15,000円 |
| 大企業  | 原則的な措置           | 2/3 (3/4)<br>15,000円   | 2/3 (3/4)<br>13,000円   |
|      | 地域特例※1<br>業況特例※2 | 4/5 (10/10)<br>15,000円 | 4/5 (10/10)<br>15,000円 |

※1 緊急事態措置を実施すべき区域と、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ)が対象。

※2 生産指標が最近3か月の月平均で前年または前々年同期比30%以上減少の全国の事業主が対象。

※3 原則的な措置では、2020年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、2021年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

### ●休業支援金等

|       |        | ～4月末          | 5月～11月        |
|-------|--------|---------------|---------------|
| 中小企業  | 原則的な措置 | 8割<br>11,000円 | 8割<br>9,900円  |
|       | 地域特例※5 | —             | 8割<br>11,000円 |
| 大企業※4 | 原則的な措置 | 8割<br>11,000円 | 8割<br>9,900円  |
|       | 地域特例※5 | —             | 8割<br>11,000円 |

※4 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

※5 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ。上限額については月単位での適用とする。

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置 → 5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)



## ◆ 2021年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.0%

厚生労働省は2021年8月27日、2021年6月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2018年6月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.7%増の77.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。  
納付対象月数は866万月で、納付月数は667万月。

### 【2019年6月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.5%増の76.9%であった。納付対象月数は830万月で、納付月数は639万月。

### 【2020年6月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は74.4%であった。納付対象月数は813万月で、納付月数は605万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.8%となっている。